令和7･8年度 小山市物品購入等入札参加者資格審査申請の変更点について

令和７・８年度資格審査申請より以下の点が変更となりました。記入方法、添付資料等の詳細については、別紙記載要領をご確認ください。

○小山市物品購入等入札参加者資格審査申請書について

本店(代表権を有するもの)と支店(受任者)を同時に登録することはできません。
複数の支店(受任者)を登録することはできません。

2. 入札に参加を希望する業種及び区分
別紙「業種分類表」を参照のうえ、区分コード・業種名を**区分コード順**に記入してください。

○地方税の納税証明書について

小山市税の完納証明書【小山市納税課で発行】
※小山市外事業者で小山市の納税義務者ではない場合は不要です。

法人･････法人の完納証明書を提出してください。
(法人が小山市税の納税義務者の場合)

個人･････代表者個人の完納証明書を提出してください。
(代表者が小山市税の納税義務者の場合)

完納証明書が発行されない場合の代替書類について【小山市納税課で発行】
法人・個人･････滞納なし証明書を提出してください。

○納税猶予措置について

一時的に納税が困難になり、国税・地方税に関して納税を猶予されている場合、納税猶予許可通知書を代替書類として提出する措置を廃止とします。